

○ 建築物の地震に対する安全性を確かめるために必要な構造計算の基準を定める件（昭和五十五年建設省告示第七百九十一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

新	旧
<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十二条の六第三号の規定に基づき、建築物の地震に対する安全性を確かめるために必要な構造計算の基準を次のように定める。</p> <p>第一・第二（略）</p> <p>第三 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物等に関する基準</p> <p>鉄筋コンクリート造の建築物若しくは鉄筋コンクリート造とその他の構造とを併用する建築物又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とその他の構造とを併用する建築物については、次の各号に定める構造計算のうちいずれかを行うこと。ただし、第一号ハ及び第二号ロ（第一号ロの規定の適用に係る部分を除く。）の規定以外の規定にあつては、実験によつて耐力壁並びに構造耐力上主要な部分である柱及びびりが地震に対して十分な強度を有し、又は十分な靱性をもつことが確かめられる場合においては、この限りでない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（削除）</p>	<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十二条の六第三号の規定に基づき、建築物の地震に対する安全性を確かめるために必要な構造計算の基準を次のように定める。</p> <p>第一・第二（略）</p> <p>第三 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物等に関する基準</p> <p>鉄筋コンクリート造の建築物若しくは鉄筋コンクリート造とその他の構造とを併用する建築物又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とその他の構造とを併用する建築物については、次の各号に定める構造計算のうちいずれかを行うこと。ただし、第一号ハ、第二号ロ（第一号ロの規定の適用に係る部分を除く。）及び第三号ハの規定以外の規定にあつては、実験によつて耐力壁並びに構造耐力上主要な部分である柱及びびりが地震に対して十分な強度を有し、又は十分な靱性をもつことが確かめられる場合においては、この限りでない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 次のイからハまでに掲げる基準に適合することを確かめること。</p> <p>イ 構造耐力上主要な部分である鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造のはり（最上階のはり又は一階の床版に接着するはりを除く。）の材端（柱又は壁に接着する部分をいう。）に生ずる曲げモーメントが、当該部分に生じ得るものとして計算した最大の曲げモーメントと等しくなる場合において、構造耐力上主要な部分である鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の柱及び壁の材端（はりその他の横架材又は垂れ壁若しくは腰壁に接着する部分をいい、最上階のはりその他の横架材若しくは垂</p>

れ壁に接着する部分又は二階の床版に接着するはりその他の横架材若しくは腰壁に接着する部分を除く。)に生ずる曲げモーメントが当該部分に生じ得るものとして計算した最大の曲げモーメントを超えず、かつ、当該はり、柱及び壁にせん断破壊が生じないこと。

ロ 次の(1)及び(2)に掲げる基準に適合すること。

(1) 構造耐力上主要な部分である柱及びはり、地震力によつて当該柱及びはりに生ずるせん断力として次の式によつて計算した設計用せん断力に対して、せん断破壊等によつて構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生ずるおそれのないこと。

$$Q = Q_0 + nQ_1$$

この式において、 Q_0 、 Q_1 、 n 及び Q_2 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

㉞ 設計用せん断力(単位 ニュートン)

㉟ 単純支持とした時の常時荷重によつて生ずるせん断力。ただし、柱の場合には零とすることができる。(単位 ニュートン)

㊱ 一・一(柱頭部が曲げ降伏する最上階の柱及び柱脚部が曲げ降伏する一階の柱にあつては、一・〇)以上の数値

㊲ イの状態において柱及びはりに生じうるものとして計算したせん断力(はりにあつては両端が曲げ耐力に達した時のせん断力とし、柱にあつては柱頭部及び柱脚部に接続するはりの端部の曲げ耐力の和に相当する曲げモーメントがそれぞれ当該部分に生ずるものとして計算したせん断力とする。ただし、最上階の柱の場合にあつては柱頭部が、一階の柱の場合にあつては柱脚部が、それぞれ曲げ耐力に達するものとして計算したせん断力の数値とすることができる。)(単位 ニュートン)

(2) 構造耐力上主要な部分である耐力壁が、地震力によつて当該

耐力壁に生ずるせん断力及び曲げモーメントとして次の式によつて計算した設計用せん断力及び設計用曲げモーメント(曲げ破壊を生ずるものとした部分にあつては、設計用せん断力に限る。)に対して、せん断破壊等によつて構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生ずるおそれのないこと。

$$Q_s = n_1 Q_{w1} \text{ 及び } Q_{w2} \\ M_s = n_2 M_w$$

この式において、 Q_s 、 n_1 、 Q_w 、 M_s 、 n_2 及び M_w は、それぞれ次の数値を表すものとする。

㊦ 設計用せん断力(単位 ニュートン)

㊧ 一・五以上の数値

㊨ 当該耐力壁を含む建築物の架構が平成十九年国土交通省告示第五百九十四号第四第一号イに規定する全体崩壊形に達する場合に耐力壁に作用するせん断力(単位 ニュートン)

㊩ 設計用曲げモーメント(単位 ニュートンミリメートル)

㊪ 1.5以上の数値

㊫ 当該耐力壁を含む建築物の架構が平成十九年国土交通省告示第五百九十四号第四第一号イに規定する全体崩壊形に達する場合に耐力壁に作用する曲げモーメント(単位 ニュートンミリメートル)

ハ 第一第四号の規定によること。